

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	措置診察等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)に基づく措置診察等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健福祉法に基づく措置診察等に関する事務
②事務の概要	精神障害のため自傷・他害行為に及ぶおそれのある者について、精神保健指定医による診察を行い、入院措置等を行う。その際、費用徴収の事務のため特定個人情報である精神保健福祉法第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報、住民票関係情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報を利用する。
③システムの名称	共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
措置診察台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項 別表22 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第14条第1号 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 番号利用法第19条第8号 別表22 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38、39、40の項 【提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 障害福祉部 精神保健福祉課
②所属長の役職名	精神保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広島市公文書館 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL:082-243-2583

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	広島市健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL:082-504-2228
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に暗号化やパスワードによる保護を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の保管にあたって、必ず暗号化やパスワードによって保護している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	精神障害のため自傷・他害行為に及ぶおそれのある者について、精神保健指定医による診察を行い、入院措置等を行う。その際、診察の通知、措置入院の決定、移送の決定、入院措置の解除の通知を行うため、特定個人情報である住民票関係情報を利用し、費用徴収の事務のため特定個人情報である住民票関係情報、生活保護実施関係情報・中国残留邦人等支援給付実施関係情報を利用する。 また、市町村が災害対策基本法に基づく被災者台帳を作成するに当たり、市町村の求めに応じ、精神保健福祉法第29条第1項又は第29条の2第1項の入院措置に関する情報を提供する。	精神障害のため自傷・他害行為に及ぶおそれのある者について、精神保健指定医による診察を行い、入院措置等を行う。その際、費用徴収の事務のため特定個人情報である精神保健福祉法第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報、住民票関係情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報を利用する。	事後	
平成28年11月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一第14項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条第1号～第3号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一 14の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条第1号 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	
平成28年11月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 番号利用法第19条第7号 別表第二第22項(主務省令未制定)、第23項、第24項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第16条、第17条 【提供】 番号利用法第19条第7号 別表第二第56の2項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第5号	【照会】 番号利用法第19条第7号 別表第二 22の項、23の項、24の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条、第16条、第17条 【提供】 なし	事後	
平成28年11月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成28年11月1日時点	事後	
平成28年11月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成28年11月1日時点	事後	
平成29年11月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
平成29年11月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
平成30年11月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日時点	平成30年11月1日時点	事後	
平成30年11月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日時点	平成30年11月1日時点	事後	
平成31年3月8日	IVリスク対策	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何名か	1000人以上1万人以内	1万人以上10万人以内	事後	
令和2年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和2年12月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和3年11月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和3年11月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	
令和8年3月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年11月1日時点	令和7年11月1日時点	事後	
令和8年3月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一 14の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条第1号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項 別表22 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第14条第1号	事後	
令和8年3月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 別表第二 22の項、23の項、24の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条、第16条、第17条	番号利用法第19条第8号 別表22 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38、39、40の項	事後	